

京都市国際交流・多文化共生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 京都市国際都市ビジョンに掲げる本市の目指す国際都市像の実現に向け、各局等が相互に連絡し、調整を行うことにより、その円滑かつ総合的な推進を図るため、京都市国際交流・多文化共生推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 推進会議の構成員は、別表第1に掲げる者とする。

(議長及び副議長)

第3条 推進会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は副市長とし、副議長は総合企画局政策推進担当局長をもって充てる。

3 議長は、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が必要と認めるとき、随時招集する。

2 議長は、必要と認めるときは、別表第1に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 専門的事項を審議するとともに、関係所属間のより緊密な連絡及び調整を行うため、推進会議に国際交流や国際協力の施策等を取り扱う「国際交流・協力部会」及び多文化共生のまちづくりに向けた施策等を取り扱う「多文化共生部会」を置く。

2 部会の構成員は、別表第2に掲げる部・室の課長級職員とする。

3 各部会に部会長を置く。

4 部会長はいずれも総合企画局国際交流・共生推進室長が務める。

5 部会長は、部会の事務を総理する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、別表第2に掲げる部・室の課長級職員以外の者を部会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総合企画局国際交流・共生推進室において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

副市長（国際交流・共生推進に関する事務を担当する副市長）

教育長

公営企業管理者（交通局長）

公営企業管理者（上下水道局長）

会計管理者

都市経営戦略監

企画監

危機管理監

産業・文化融合戦略監（（兼）産業観光局長）

文化芸術政策監

デジタル化戦略監

観光政策監

木の文化・森林政策監

監察監

環境政策局長

行財政局長

総合企画局長

総合企画局政策推進担当局長

文化市民局長

産業観光局長

保健福祉局長

子ども若者はぐくみ局長

都市計画局長

建設局長

区長会当番区の区長

消防局長

選挙管理委員会事務局長

監査事務局長

人事委員会事務局長

市会事務局長

その他議長が必要と認める本市関係職員

別表第2（第5条関係）

1 国際交流・協力部会

環境政策局 地球温暖化対策室

総合企画局 人口戦略室

総合企画局 国際交流・共生推進室

文化市民局 文化芸術都市推進室

産業観光局 産業イノベーション推進室

産業観光局 クリエイティブ産業振興室

産業観光局 観光MICE推進室

教育委員会事務局 生涯学習部

その他部会長が必要と認める本市関係職員

2 多文化共生部会

行財政局 防災危機管理室
総合企画局 総合政策室
総合企画局 国際交流・共生推進室
文化市民局 地域自治推進室
文化市民局 共生社会推進室
産業観光局 産業企画室
保健福祉局 保健福祉部
子ども若者はぐくみ局 はぐくみ創造推進室
都市計画局 住宅室
総務当番区の地域力推進室
消防局 予防部
教育委員会事務局 指導部
その他部会長が必要と認める本市関係職員